

## 文民統制を正常に機能させるよう求める意見書（案）

4月16日、国会近くで統合幕僚監部の3等空佐が、本県選挙区選出の参議院議員小西洋之氏に「国益を損なう」などと暴言を浴びせた件について、防衛省は5月9日、自衛隊法第58条（自衛官の品位を保つ義務）に反するが、あくまでも私的な立場の言動であり「文民統制を否定するものではない」として懲戒処分ではなく訓戒処分とした。5月10日の衆院安保委員会で、小野寺防衛相は「処分は適正」としている。

しかしながら、「最終報告」にもあるように、当自衛官が暴言の動機として「小西議員が安保関連法に反対した」ことを挙げていることは、「政治的行為の制限」を定めている自衛隊法第61条に反することは明白である。さらに同じく最終報告に「(国会議員は)国民の代表として国会による内閣に対する監督(自衛隊に対する文民統制を含む)の機能を担う立場にある」と明記しながら、「安保関連法に反対した」野党議員を暴言・恫喝の対象にしたことは、「文民統制」の原則を大きく逸脱しており問題である。文民統制とは「軍事権を議会に責任を負う大臣(文民)によってコントロールし、軍の独走を抑止する原則」とするのが通常の憲法解釈であり(芦部信喜『憲法第六版』より)、「国防組織たる自衛隊も法律、予算等について国会の民主的コントロールの下に置かれているなど、厳格な文民統制が確保されているものと考えている」との参議院での答弁書も存在する。「国会の民主的コントロール」である以上、現職自衛官による与野党の差別など言語道断であり、「品位」の問題で済ませられる事柄では断じてない。

今回の小西洋之議員への暴言事件は、単に一自衛官の私的な問題などではなく、南スーダン及びイラク日報の隠蔽問題を氷山の一角とする、現政権下での防衛省・自衛隊の組織改編以来の文民統制形骸化と制服組の慢心に伴う組織的弛緩が結果したものと断じざるを得ない。

よって、自衛隊への文民統制の機能を早急に改善するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣

防衛大臣

統合幕僚長 あて